

令和7年度 第2回 川崎市指定介護保険事業者 集団指導講習会

運営・給付等に関する質問について



川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

運営・給付等に関する質問の受付方法

- 介護サービス事業所の運営、給付等に関する質問は、
オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) で受け付けています。
※電話・FAX・メールでのお問い合わせはご遠慮ください。

- 詳しくは、下記の川崎市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html>

このページには、厚生労働省や川崎市が作成したQ&A集を掲載していますので、お問い合わせの前に確認してください。

質問の前に確認すること

- オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）の入力画面には、質問内容の他に、**質問するに当たって確認した根拠法令等、それに基づく事業所としての考え**を入力していただきます。

法令・解釈通知
などを確認！

それでも不明な点は

根拠法令等と
考えを示して質問

- お問い合わせの前に、**法令や解釈通知などを、事業所自ら確認**し、それでも判断が付かない場合にご利用ください。

質問回答の事例① 管理者の兼務について

【サービス種別】

認知症対応型共同生活介護

【質問内容】

認知症対応型共同生活介護の管理者が、同一敷地内に併設されている小規模多機能型居宅介護の介護職員を兼務することは可能か。

【事業所の考え】

業務に支障のない範囲であれば、兼務は可能と考える。

質問回答の事例① 管理者の兼務について

【回答内容】

兼務は可能と解します。ただし、兼務する場合は認知症対応型共同生活介護事業所の管理者としての勤務時間と、小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員としての勤務時間を、適切に按分してください。

【根拠規定等】

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

質問回答の事例② 身体拘束の該当性について I

【サービス種別】

居宅介護支援

【質問内容】

ベッドからの転落によるケガを防ぐために、最低床にできるベッドを利用したり、ベッドの脇にクッションとなるマットレスを敷くのは身体拘束に該当するか。

【事業所の考え】

身体拘束に該当するか、事業所内でも意見が分かれている。

質問回答の事例② 身体拘束の該当性について I

【回答内容】

ご質問の2つの対応方法は「身体拘束ゼロへの手引き」において、「身体拘束をしないための工夫」のポイントとして挙げられており、身体拘束によらず利用者の安全を確保するための代替策に該当すると考えます。

【根拠規定等】

「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

質問回答の事例③ 身体拘束の該当性についてⅡ

【サービス種別】

特定施設入居者生活介護

【質問内容】

認知症状による脱衣が続く利用者について、薬量調整や日中の活動量を増やすなどの対応を行ったが解決せず、腹帯や大人用ロンパースを検討しているが、身体拘束に該当するか。

【事業所の考え】

身体拘束に該当するか、事業所内でも意見が分かれている。

質問回答の事例③ 身体拘束の該当性についてⅡ

【回答内容】

腹帯や大人用ロンパースを脱衣を防止するために使用することは、本来の用途ではないため、身体拘束に該当する可能性があります。身体拘束に該当するかどうかは「本人の行動の自由を制限しているかどうか」で判断すべきものと思われます。

【根拠規定等】

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」（令和7年3月 厚生労働省老健局高齢者支援課発行）

法令や解釈通知の掲載場所について

法令：介護保険法、施行令（政令）、施行規則（省令）など

運営基準：〇〇の人員、設備及び運営に関する基準

解釈通知：〇〇の人員、設備及び運営に関する基準について

●厚生労働省 介護保険最新情報掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

●川崎市 条例・規則・要綱掲載ページ

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000064053.html>

おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。